

令和8年度大分県交通災害共済の新規加入者募集について

自動車や二輪車、自転車、電車、バスなどに乗っている時に起こった事故や、これらの乗り物に接触・衝突等による事故など、助け合いで万一来いましょう。

日出町内に住んでいれば、1人あたり年間360円の掛金で加入できます。
詳しくは町ホームページ(ID:4088)をご確認ください。



加入できる方

日出町内在住の方

※ 修学（学生）のため一時的に転出している方も加入できます。

※ 住民登録がされていないことが後でわかった場合は、共済期間の開始日にさかのぼって資格を喪失することになり、見舞金の支払いができませんので十分ご注意ください。

◎交通災害とは … 自動車、二輪車、電車、バス、航空機、船舶（定期便）、自転車などに乗っている事故やこれらの乗り物に接触・衝突等による事故（国内で発生した人身事故に限る）

申請期間

令和8年2月2日～3月31日（4月1日から令和9年3月31日が共済期間となります）

※ 4月以降も随時加入できます。その場合は、共済期間が申込日の翌日から令和9年3月31日となります。

このページの裏に注意事項などを掲載しています

（キリトリ）

令和8年度 大分県交通災害共済加入申込書兼納付書

裏面の告知事項等を必ず確認し、お申込みください。

色付き欄 にご記入ください。

申込日：令和8年 月 日	共済期間	※自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日
TEL： - -	※4月以降加入の場合は申込日の翌日から令和9年3月31日まで	
住所：日出町		地区名： 区

申込者氏名			生年月日				備考
1	フリガナ		生	年	月	日	
			大・昭・平・令				
2	フリガナ		生	年	月	日	
			大・昭・平・令				
3	フリガナ		生	年	月	日	
			大・昭・平・令				
4	フリガナ		生	年	月	日	
			大・昭・平・令				
5	フリガナ		生	年	月	日	
			大・昭・平・令				

加入証1枚につき同一住所の方のみご記入ください。申請書は役場窓口でも配布しています。

町外在住の学生は必ず備考欄に学生とご記入ください。

上記加入申込書を切り取り、掛金360円×申込人数分を添えて日出町総務課へご提出ください。

見舞金の請求に必要な書類

- 1 請求書の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカードなど）
 - 2 交通事故証明書（自動車安全センター等の発行のもの『人身事故扱い』）
 - 3 医師の診断書、または施術証明書、自動車損害賠償責任保険（共済）提出用診断書等。死亡の場合は、死亡診断書もしくは検案書（写し可）
※交通事故が起因の記載等が必要
 - 4 大分県交通災害共済加入者証（写）
 - 5 死亡の場合は戸籍の謄本（写し可）
 - 6 その他必要と認める書類
- ※交通事故証明書および診断書等にかかる費用は加入者等の負担になります。

加入に際しての注意事項

- ・詳細は交通災害共済のしおりをご参照ください。
- ・見舞金の請求期間は、事故が発生した日から1年以内です。
- ・見舞金の支払いを受けられた方で、その後、継続して入院・通院による治療を要し、災害の程度が加重して上位の等級に該当するときは、その差額を請求することができます。ただし、差額の請求は、前の見舞金の請求日から1年以内に行ってください。



申請窓口

日出町役場 新館2階 総務課

■ 問合先 総務課危機管理室 ☎ 73-3150 FAX72-7294

-----（キリトリ）-----

令和8年度 大分県交通災害共済加入申込書兼納付書（裏面）

加入できる方

日出町に住民登録をしている人、就学のため一時的に転出している学生

請求期間

事故の発生から1年以内です。ただし、その後、継続して入院・通院の治療を要し、上位等級に移行した場合は、前の見舞金支払いから1年以内であれば、請求することができます。

個人情報の利用について

加入資格や見舞金支払い事務確認のために、加入者等の住所・氏名等の個人情報を必要な範囲で利用します。

◎見舞金は治療実日数（病院に入院した日数および通院した日数）に応じて下表の等級区分によりお支払いいたします。

	交通事故の程度	見舞金額
1 等級	死亡した場合	100 万円
2 等級	自動車損害賠償保障法施行令別表第1 級各号に掲げる障害	50 万円
3 等級	治療実日数が180 日以上 180 日未満の傷害の場合	20 万円
4 等級	治療実日数が150 日以上 180 日未満の傷害の場合	15 万円
5 等級	治療実日数が120 日以上 150 日未満の傷害の場合	10 万円
6 等級	治療実日数が80 日以上 120 日未満の傷害の場合	8 万円
7 等級	治療実日数が30 日以上 80 日未満の傷害の場合	5 万円
8 等級	治療実日数が7 日以上 30 日未満の傷害の場合	3 万円
9 等級	治療実日数が7 日以上の傷害の場合	1 万円